



産前産後期間の 国民年金保険料が免除に

受け付けは4月1日(月)から

4月から、国民年金第1号被保険者※が出産したときに、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

問い合わせ 戸籍住民課国民年金係(市庁舎1階、☎65・4143)、
帯広年金事務所(西1南1、☎25・8113 音声案内2番↓2番)

産前産後期間 国民年金保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下、「産前産後期間」)の国民年金保険料が免除される「産前産後期間国民年金保険料免除制度」が、4月1日(月)から始まります。

多胎(双子以上)妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。(表)
産前産後期間として認められた期間は、将来、年金額を計算するとき、保険料を納めた期間として扱われます。届け出前に産前産後期間の保険料をすでに納めている場合、産前産後期間の保険料は還付されますが、過去に保険料の未納期間がある場合は還付されないこともあります。

対象となる人

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人
出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)

表 産前産後期間の保険料免除の期間について

例1 10月を出産予定日として届け出を行った場合 (単胎の場合) →産前産後免除期間:9月から12月まで	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
	↑ 出産予定日
例2 10月を出産予定日として届け出を行った場合 (多胎の場合) →産前産後免除期間:7月から12月まで	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
	↑ 出産予定日
例3 平成31年3月に出産し、4月1日以降に届け出を行った場合 →産前産後免除期間:4月から5月まで	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
	↑ 出産日 →平成31年4月から制度開始

届け出の方法
届け出書の受け付けは、4月1日(月)から開始します。届け出は、出産予定日の6カ月前から可能です。届け出の期限は設けられていませんが、速やかに被保険者の住民登録地へ届け出をしてください。

届け出に必要なもの
詳細は問い合わせください。
▽「個人番号カード」または、「通知カード」などの個人番号を確認できる書類と運転免許証などの本人確認書類(顔写真付きであれば)

1点、顔写真なしであれば2点)▽年金手帳▽印鑑▽母子健康手帳など▽死産の場合は、死産証明書、死胎埋火葬許可証など

その他の制度の取り扱い

申請免除、納付猶予、学生納付特例、法定免除の承認期間の間に、産前産後期間の保険料免除に該当した場合は、産前産後免除期間終了後、改めて免除や猶予の申請をする必要はありません。

また、産前産後保険料免除期間については、付加保険料を納めることができます。付加保険料の納付は、申し込んだ月分から可能です。事前申し込みや、さかのぼりで申し込むことはできませんので注意してください。

産前産後期間のみ付加保険料を納付したい場合は、産前産後期間が開始する月に付加保険料の納付を申し込み、終了する月の翌月に付加保険料の納付を辞退する届出をする必要があります。

市長コラム

夢かなうまち おびひろ

平成の終わりに

帯広市長 米沢 則寿



どの技術革新を背景に、私たちは便利さと快適さを手に入れました。特にこの10年ほどで生活は大きく変わり、技術革新の速度はさらに加速していますが、その一方で、人口の約半分が就いている仕事はAI(人工知能)やロボットに奪われるのではないかと懸念も指摘されています。

最近、書店には、歴史や哲学、宗教などの本が増えているように感じます。急激に変化し、先のない社会の中で、多くの人が漠然とした不安を感じ、将来の展望や生きるためのよりどころを求めているのかもしれない。

個人主義や経済的合理性を重視するあまり、今だけ、自分だけ良ければいい、儲かればいいといった考え方が広がり、人々の意識や思考も「善か悪か」「敵か味方か」「損か得か」など二択に偏り、多様な考え方を受け入れられない風潮が強まっているようにも思います。

平成は、決して平坦な時代だったとは言えませんが、新しい時代は、昨日の常識も通用しない世界が待っているかもしれません。そんな時代だからこそ、変化に目をつぶらず、変えていくものと変えてはいけないものを冷静に見定めながら時代を切り拓いていくことが必要とされていると感じます。

多様な考え方を受け入れ認め合う、互いに助け合う、自ら行動する。もしかしたら、この地域に受け継がれてきたおらかさや人のつながり、主体性こそ新しい時代が求めているものなのかもしれません。元号が変わろうとしている今、これから必要なものは何か、十勝・帯広の新しい時代について深く考える時だと思えます。

5月から元号が変わり、「平成」というひとつの時代が終わります。現在の私は62歳。これまでの人生の半分は「昭和」、半分は平成時代を生きてきたので、二つの時代を生きる、いわばハイブリッド世代と呼べるかもしれません。

私の平成は、金融の仕事でロンドンに赴任し、ベルリンの壁の崩壊を目撃するところから始まりました。当時は、世界的に日本経済の強さが際立っていた時代で、そのおかげで私も時代の寵児といわれるような人々と交流する機会や場に恵まれ、貴重な経験をする事ができました。その後、札幌に戻り数年で北海道拓殖銀行が破綻するなど、バブル景気の終焉を迎え、東京に戻ってからはリーマンショックに遭遇し、まさに平成時代の浮き沈みを体感しました。

※国民年金第1号被保険者 厚生年金に加入していない次の人。①自営業者、農林漁業者などとその配偶者、②学生、③その他厚生年金に加入していない事業所に勤めている人とその配偶者、無職の人など